慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	印南博吉著 生命保険論
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.8 (1955. 8) ,p.626(52)- 629(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19550801-0052
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550801-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

改善は期待出來、切下國の生活水準引下の壓力を減ずる。反對に大きいものとすれば、その壓力は更に加重される結果を生ずる。かくしてその分析から、「市場を不安定ならしめるに充分なほど彈力性が小さいことが、爲替相場を調整することにより貿易收支を改善せんとする國の最も好ましい條件である」という結論が引出されるのである。これはまさに爲替安定性理論とマーシャル――エジワース以來の交易條件論の結合を表示するものにほかならない。これと共に厚生分析という點から想起されるのは Alexander S; Devaluation Versus Import Restriction as an Instrument for Improving Foreign Trade Balance, I.M.F. Staff Papers, Vol. I. No. 3, Apr. 1951. である。そこでは厚生費用という概念が用いられているが、ここでは生活水準というように厚生分析の視點を擴張していることがめだつ。それだけにむしろこれに重きがおかれることをおそれるものである。

（白石　孝）

印南博吉著『生命保險論』

わが國における生命保險（Life Insurance, Lebensversicherung）の理論の研究は、損害保險（Property Insurance, Non-life Insurance, Schadensversicherung）すなわち火災保險（Fire Insurance, Feuerversicherung）や海上保險（Marine Insurance, Seeversicherung）のそれと較べて確かに遲れており、そして不十分である。生命保險の著書と云えばその多くは經營論、財務論、保險數學、約款・法律論に屬するものであつて、經濟制度、社會施設としての生命保險の原理・理論の研究書は極めて少數である。戰前では石川文吾氏「生命保險」（大正十四年）、龜田豐治朗氏「生命保險論」（昭和九年）、末高信氏「生命保險論」（昭和十二年）およびソロモン・エス・ヒュブナー著、下村重美氏譯「生命保險經濟學」（昭和三年）（Solomon Stephen Huebner, Ph. D.; The Economics of Life Insurance, Copyright, 1927, by D. Appleton and Company.）、同じくヒュブナーの諸論文で日本生命資料調査課編譯「ヒューブナア博士生命保險經濟論稿」とジェ・ビ・マクリン著、本城俊明氏譯「生命保險の原理」（昭和十七年）（Joseph B. MacLean, Life Insurance, New York, 1939.）等がその主要なるものであり、戰後はマクリンの第七版による改譯（昭和二十一年）と、メーアとオスラアの共著、本城俊明氏譯（昭和三十年）（Modern Life Insurance by Robert I. Mehr, & Robert W. Osler, The Macmillan Company, New York. 1949.）、それに本書である。しかも前の二書は飜譯に過ぎないのであるから、戰後の生命保險理論の著書は本書のみと云えるのである。本書を學ぶに際し先ずこの點は明記される必要がある。

本書の構成は四章、三論說および三資料より成る。「第一章　生命保險の性質」（一―二〇頁）の補充として保險一般に關するすぐれた見解である「ウェッディゲンの保險概念」を「論說その一」（八五―一二二頁）に掲げ、「第四章　生命保險の數理」（六三―八四頁）の理解に資するためには保險料の算定に關する論爭の一端である「確定日拂生命保險の問題」を同じく「論說その二」（一二三―一三八頁）に收錄し、さらに著者が第五章にと豫定して執筆しえなかつた「生命保險の經營」の一部に代るものとして「論說その三生命保險の事業費に就いて」（一三九―一五三頁）、「資料その二生命保險會社の事務組織」（一五九―一六五頁）および「資料その三新契約申込書事務系統」（一六六―一六八頁）が挿入せられている。その他「第二章　生命保險の效用」（二一―四九頁）、「第三章　生命保險の種類」（五〇―六二頁）とそれぞれ研究が進められ、「資料その一」（一五四―一五八頁）では日本經驗生命表拔萃とその計算基數表、年始拂終身年金現價および同一時拂保險料等の數表が附加せられて論旨の理解に益している。しかして少しく保險學の研究に携わつた者にとつては本文よりは各論說に興味を感ずることが多大であろう。しかしこれらの論說が本文の理論系列・體系に溶入つていないと云つた印象が無いではない。

さて著者は「生命保險は保險の一種である」（一頁）――〈コーン（Gustav Cohn）、エルスター（L. Elster）、ラウ（K. H. Rau）、ゲバウアー（M. Gebauer）およびウィレット（A. H. Willett）などの生命保險否認說（Verneinungstheorie）なるものあり。〉――ゆえに「生命保險をよく理解するためには、保險一般について正しい理解を必要とする」（序一頁）として第一章、第一節の「保險の意義」（一―七頁）と「保險學說として入用說を奉ずるドイツの諸學者の內、最も優秀と認められる所の、ワルター・ウェッディゲンの保險概念」（八五頁）を、彼の論文「經濟科學に於ける保險概念」（W. Weddigen, Der Versicherungsbegriff der Wirtschaft.）を中心として、その保險入用充足說（Bedarfsdeckungstheorie）を說明して、もつて生命保險の利用目的を「自己の老後における生活費、自己の遺族の生活費、子供の養育費や學資等の入用を豫定して、之を充足しようとする」（二〇頁）こととしているが、保險入用充足說の紹介・主唱者としての印南氏の生命保險の著作としては極めて當然のことであろう。

本書は生命保險の特性を第一章の第二節（七―二〇頁）において「a保險事件が人の生命に關する偶然性であること」（七頁）「b合理的計算に立脚すること」（一〇頁）、「c長期契約であること」（一二頁）、「d金融性の强いこと」（一三頁）、「e損害塡補性の乏しいこと」（一七頁）、「f家計保險であること」（一九頁）と列擧しているが、蓋し生命保險の性質を盡しえていると云える。

「第二章　生命保險の效用」では、これを「家計上の效用」（二一―三七頁）、「事業經營上の效用」（三七―四二頁）および「社會經濟上の效用」（四二―四九頁）と三つの立場より論じ、「第三章　生命保險の種類」では、「保險事件による分類」（五〇―五五頁）、「保險金の支拂による分類」（五五―五八頁）、「保險料に基く分類」（五八―五九頁）、さらに被保險者の數や體質、階級などによる分類（六〇―六二頁）をも示し、その各々に詳細な說明が施してあつて有益である。

「第四章　生命保險の數理」では、純保險料の計算を、生存保險（年末拂年金と年首拂年金）、死亡保險（終身生命保險と定期死亡保險）および養老保險の各種について數多の數式を順を追つて列擧し

て說明し、附加保險料の計算では主として新契約費について述べ、各種準備金の計算では、保險料積立金の計算の前觀法（Prospective Method, prospektive Methode）、後觀法（Retrospective Method, retrospektive Methode）とさらにチルメル式（Zillmer's Method, Zillmerischermethode）について述べてあり、また未經過保險料の計算にも觸れているが、これらの數式の說明がやや簡單に過ぎて理解の容易を缺くうらみが有る。

さて第四章と關係ありとせられる「論說その二確定日拂生命保險の問題」では、確定日拂生命保險（Versicherung mit festem Auszahlungstermin, Versicherung auf bestimmte Zeit, Kapital-Versicherung mit festem Auszahltermin, Versicherung mit bestimmter Verfallzeit, Lebensversicherung mit festem Termin.）を「保險契約者が受益者（契約者自身が受益者たることも妨げない）の爲めに一定期限の確定日拂生命保險に加入して年々一定額の保險料を拂込むとき、その期間內に於て契約者又は受益者が死亡すると否とを問わず、所定の期限が到來すれば豫め約定せる通りの金額が支拂われるのである。但し中途に於て契約者が死亡するときは、爾後保險料の拂込が免除されるのであつて、保險に特有な偶然的要素は此點にのみ係つて存在する」（一二三―一二四頁）と說明し、この保險においては保險金が豫め確立された期日に必ず支拂われることになつていて、他のあらゆる保險と異なつて、その支拂いはいかなる偶然事實に依つても左右されない。偶然事實の發生に因つて保險金が支拂われると云う考え方では說明のつかない、これらの點を巡つて「保險學上、保險本質の問題に關しては夙にドイツ系の諸學者に依つて注意が拂われ、論議の中心となつた特異の存在」（一二三頁）とフプカ（Josef Hupka, Der Begriff des Versicherungsvertrags, 1910.）の例を引いて紹介している。

わが國においても小島昌太郎氏「保險ト經濟」（大正七年）、「保險本質論」（昭和三年）、志田鉀太郎氏「我邦に於ける保險學說としての財產入用說の現情」（昭和三年）（明大商學論叢第三卷第五號）、近藤文二氏「保險經濟學」第二卷（昭和十四年）と著者の「入用充足說に對する反對論の吟味」（昭和八年）（保險パンフレット）において、この特異性について論爭がなされたところであるが、本項は著者と近藤文二氏との間の論爭の一環であつて、「死亡確率の問題」と「養老保險との異同」について近藤氏の批判に對する反批判と著者自らの見解を披瀝したのち、「確定日拂生命保險を養老保險の一種と解し、二つの保險（生存保險と特殊な死亡保險）が合併したものであるとする二分的說明方法は決して强辯でもなければ、恣意的な解釋でもないこと明らかである」（一三二頁）。『入用充足說は保險の技術に對する觀察に於て粗漏なるの缺點がある』とか、『入用充足說に依つては確定日拂生命保險は如何にしてもこれを說明し得ない』と云うが如き批判は當らざるものである」（一三二―一三三頁）と斷じているが、これらの諸說は本書において特に研究を要するところである。なお入用說とそれを巡る論爭に關係あるわが國の保險學の文獻としては、上述のものの他に志田鉀太郎氏「保險の基本精神を論ず」（大正十五年）（明大商學論叢第一卷第一號）、「保險學講義案」（昭和十二年）、近藤文二氏「財產入用說につき志田博士の教を乞ふ」（昭和四年）（商業及經濟研究第五十三册）、「保險學總論」（昭和十五年）、「保險論」（昭和二十三年）および著者による「確定日拂生命保險再論」（昭和十五年）（明大商學論叢第三十八卷第六號）、「保險經營經濟學」（昭和十六年）、「保險經濟」（昭和二十九年）が擧げることができる。

著者はさきに「保險經營經濟學」（昭和十六年）なる著書において、保險の經營に關する卓越せる研究を示しているが、本書においても「論說その三」では「會社自體の利潤との關係に於て」（一三九頁）と「加入者の利益との關係に於て」（一三九頁）の二重の意味において重要性を有する生命保險會社の事業費について論述している。すなわち最近の生命保險業界の淘汰作用の深刻化――競爭の激化は各生命保險會社をして「その對抗力を增大する一つの手段として、事業費の節減、その合理化を圖らねばならぬ」（一四一頁）ように仕向けたが、「內勤事務の合理化は、大量執務の關係上既に可也の程度に行われており、從つてより一層の合理化を行う餘地は著しく大でなく、節約額も亦多額なることを見込むのは困難である」（一四一頁）。これに反して「外勤事務に關する費用は、確實な計算が困難なることと變動の範圍が大きいこととの爲極めて不定であり、從つて又之を合理化し、切詰め得る餘地も大いに存するように考えられる」（一四一頁）が、このことは新契約の獲得のための新契約費增加の傾向と矛盾し、また經營規模の大小にも影響されて、結局「外勤事務費の節約が單純に實現され得ないことは明らか」（一四一頁）にして、この問題が今後の研究に待つこと多大であると指摘し、ここに參考として殊に實際的資料を基礎としたデンマルクおよびスキーデン國の生命保險會社の事業費に關する研究「生命保險に於ける事業費が經營の大小に依存する問題について」〔Zur Frage der Abhängigkeit der Unkosten von der Betriebsgrösse in der Lebensversicherung. Von Dr. Carl Burrau unter Mitwirkung von B. Zoffman-Petersen (Kopenhagen). Assekuranz-Jahrbuch, Band 49.〕の譯文を揭示しているが、著者自身も本論文が資料的數字に不十分であり、推論方法が杜撰であることを認めている。

さて本書では、上述のごとき本文とその補充的部分である論說（その一――「損害保險研究」第六卷第一號所載、その二――「一橋論叢」第四卷第一號所載、その三――「保險評論」第二十六卷第九號所載）および資料が分量的に相半ばし、しかもその論說中には相當頁數の二つの譯文が含まれていて、從つて本書は生命保險理論の綜合・統一・體系的な書物とは認め難く、むしろ著者の構想する生命保險學（傍點―筆者）の素描またはその素材の提示と認められるが、しかし本書の隨處に生命保險に關する著者の長年月に亙る深い研究成果が織込まれているのであつて、生命保險を學ばんとする者にとつて是非一讀されんことが望まれる。（著者印南博吉氏　明治大學教授、A5版、一六八頁、昭和廿九年一月十日、三和書房、二二〇圓）

（庭田　範秋）